

# 大牟田市景観計画 概要版

平成25年3月 大牟田市  
(変更)令和4年8月



# 大牟田市景観計画について

## ■背景と目的

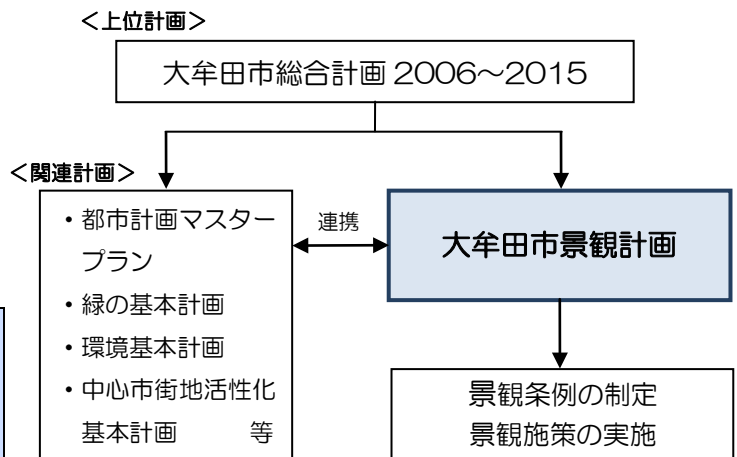
大牟田市には、有明海や三池山等の自然景観、三池港の工場群や宮原坑等の工場・炭鉱景観、社寺や古墳等の歴史景観など、良好な景観資源があります。本市は、これらの景観資源を守り育てる取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、景観法に基づく「大牟田市景観計画」を策定しました。

景観計画の策定を契機に、市民・事業者・行政の協働により、本市の多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成し、将来へ引き継いでいくことで、大牟田への誇りと愛着を育てていくことを目指します。

## ■位置づけと役割

本計画は、景観法に基づく法定計画で、上位・関連計画と連携を図りながら、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示す計画として位置づけます。また本計画は、市民・事業者・行政が景観形成に取り組む際の指針として、次の3つの役割を担っています。

- 景観行政に係る相互調整のための指針
- あらゆる主体の景観まちづくり活動の指針
- 建築行為等を行う際の指針



## 景観形成の理念と目標

### ■基本理念

**炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり**  
～人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる～

本市の多様な景観資源は、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、育て、未来の人々へ渡していくことは、今ここで暮らしている私たち一人ひとりの役目です。

そこで、市民・事業者・行政が各々の役割を担いながら、「炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり」を目指し、「人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる」ことを本市の景観形成の基本理念とします。

### ■基本目標

○まちの骨格となる景観を守り、創り、育てる	市東部に連なる丘陵性山地、有明海、河川沿いや干拓の農地、まとまりのある工場群、低中層を基調とした住宅地など、地域特性のある景観を守り、創り、育てていきます。
○地区の特徴や魅力を高める景観を守り、創り、育てる	緑が多い、まちなみに統一感がある、きれいに清掃されているなど、地区の特徴や魅力を一層高めていくために、都市の顔として紹介できる景観や住み続けたいような景観を守り、創り、育てていきます。
○宝となる景観資源を守り、創り、育てる	本市の多様な景観資源の存在や価値を知り、学び、大切に手入れをしながら、守り、創り、育てていきます。

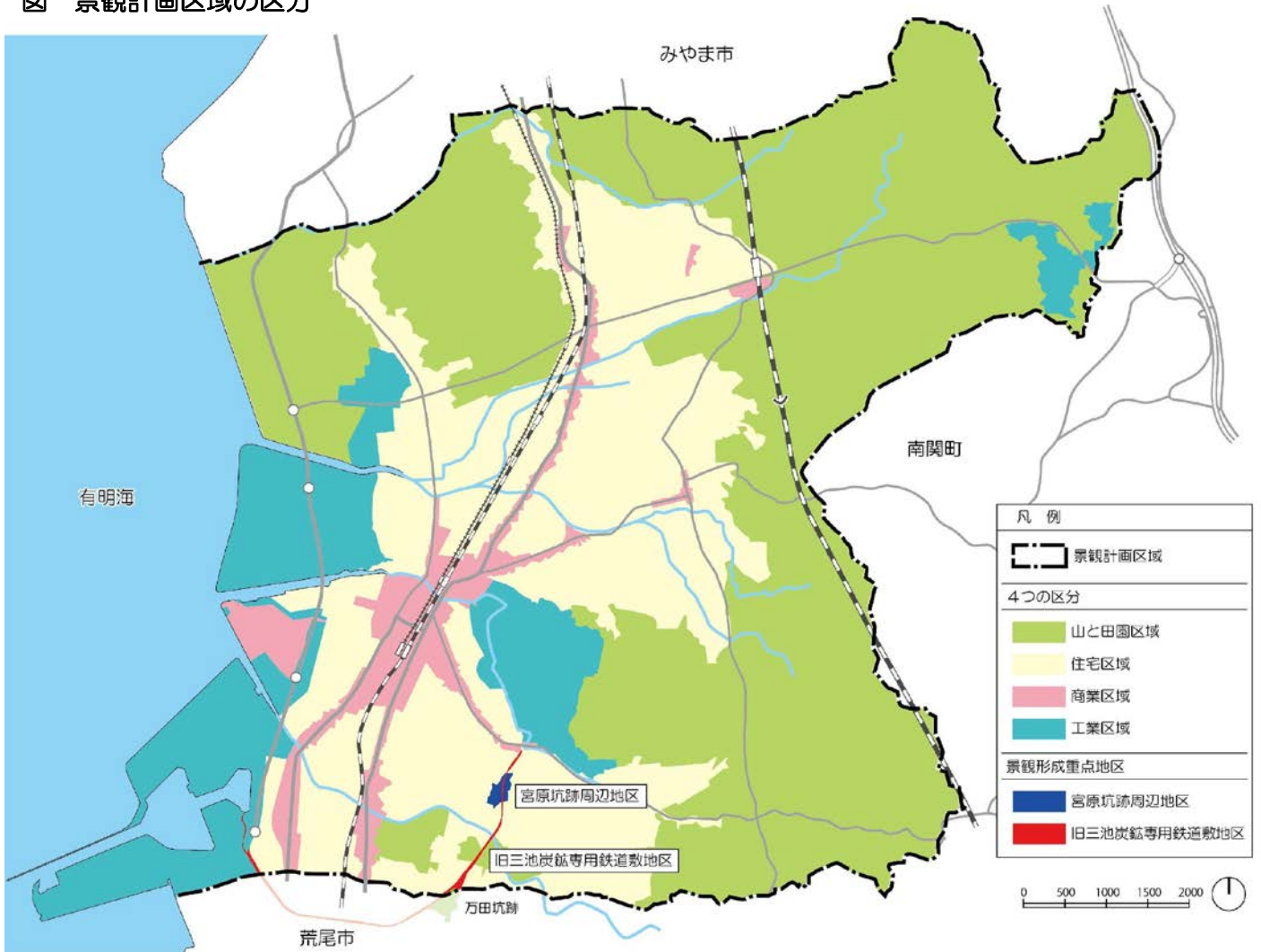
# 景観計画の区域

大牟田市全域を景観計画の区域とします。

そして、本市の景観特性などを踏まえ、景観計画区域を4つに区分し、区域ごとに景観形成の方針と景観形成基準を定め、区域の特性に応じた景観形成を目指します。

さらに、景観計画区域内において、景観形成上重要で、特に優れた景観として守っていく地区を「景観形成重点地区」に指定し、地区ごとに景観形成の方針と景観形成基準を定めます。

図 景観計画区域の区分



上内の田園（山と田園区域）



羽山台の住宅地（住宅区域）



国道 208 号（商業区域）



大牟田テクノパーク（工業区域）



宮原坑跡（宮原坑跡周辺地区）



鉄道敷と宮原坑跡（旧三池炭鉱専用鉄道敷地区）

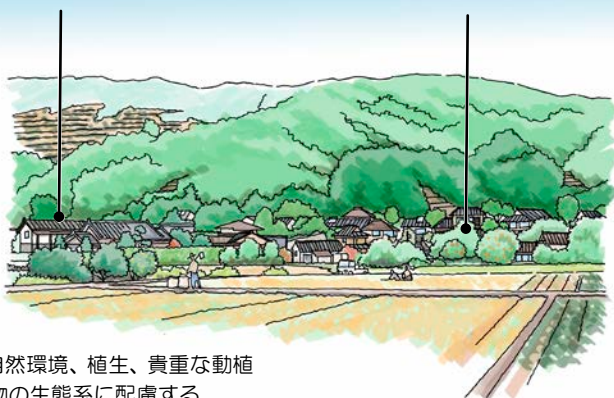
# 景観計画区域の景観形成

## ①山と田園区域

### 【景観形成の方針】

- 山並みや緑地の保全
- 山並みや田園と調和した集落地景観の保全

- ・周囲の山並みや田園と調和した落ち着いた形態や色彩とする
- ・開発等の際は、既存の樹木はできる限り保存する



- ・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する
- ・戸建て住宅を主とした集落環境を守る

## ②住宅区域

### 【景観形成の方針】

- 緑や花に囲まれた住宅地景観の維持・創出
- 低中層を主とした住宅地景観の保全

- ・隣接した建物と極端に違うデザインは避け、まちなみの調和に配慮する
- ・低中層住宅を主とした住宅地景観を守る



- ・庭先や敷地境界を緑化し、季節感のある住宅地景観を形成する
- ・開発等の際は、既存の樹木はできる限り保存する

## 【景観形成基準】

			山と田園区域	住宅区域
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○周囲の自然環境や地形に十分配慮した配置とする。	○地域の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。
	規模	周辺への配慮	○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着いた形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。	
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。	
	素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩		
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界ではできる限り多くの樹木による植栽を施す。	○敷地境界の緑化に努める。	
開発行為	周辺環境	○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。		
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。		
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。		

### ③商業区域

#### 【景観形成の方針】

- 連続性のあるまちなみの形成
- 歩いて楽しいまちなみの形成

- ・樹木や花により、うるおいのあるまちなみを形成する
- ・大規模で長大な壁面を避け、形態や色彩による分節化や緑化等を工夫する
- ・設備類は道路や公園等から見えない位置に配置するか、建物全体と調和したデザインとなるように配慮する
- ・低層部に店舗などが並びにぎわいのあるまちなみを形成する



### ④工業区域

#### 【景観形成の方針】

- 工業地としての統一感の維持・創出
- 緑に包まれた工業地景観の形成

- ・地区の特性に応じて統一感のある工業景観を形成する
- ・周囲と調和した明るく落ち着いた感じのある色彩を基本とする
- ・敷地境界を緑化し、緑に包まれた工業地景観を形成する



### 【景観形成基準】

		商業区域	工業区域	
建築物・工作物	配置	○地域の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。	○住宅地に隣接する工場等は、圧迫感を与えないよう周辺に配慮した配置とする。	
	規模	○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。	—	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着いた感じのある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。	—
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。	—
		素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩	—
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。外構の緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。	○敷地境界の緑化に努める。	
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	—	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	—	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	—	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	—	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	—	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	—	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	—	

# 景観形成重点地区の景観形成

## ①宮原坑跡周辺地区

### 【景観形成の方針】

- 竪坑櫓、巻揚機室のシンボル性を保全するまちなみの形成
- 宮原坑跡施設の保全・活用

- ・ 宮原坑跡施設の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いたある形態意匠、色彩を基本とする
- ・ 宮原坑跡施設がシンボルとなるよう、周囲の建築物等の高さは12m以下を原則とする



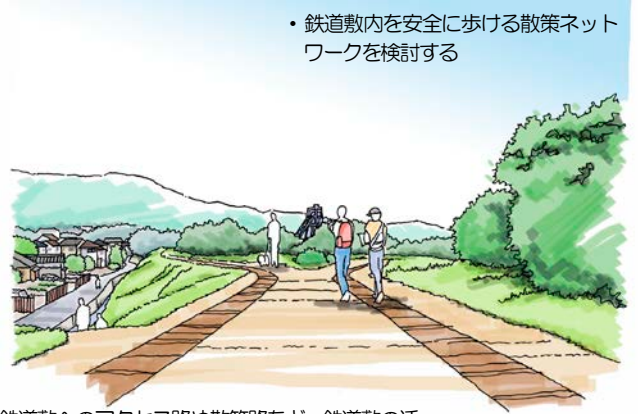
・ 敷地境界を緑化する

・ 開発等の際は、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える

## ②旧三池炭鉱専用鉄道敷地区

### 【景観形成の方針】

- 連続した鉄道敷景観の保全・活用



・ 鉄道敷内を安全に歩ける散策ネットワークを検討する

・ 鉄道敷へのアクセス路や散策路など、鉄道敷の活用のための土地の形質の変更は最小限に抑える

### 【景観形成基準】

			宮原坑跡周辺地区	旧三池炭鉱専用鉄道地区
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○周囲の建築物等の配置を踏まえ、地区のまちなみに配慮した配置とする。	○鉄道敷の連続性や歩行者空間として利用する場合に配慮し、煩雑にならないよう、工作物は一定の位置に配置する。
	規模	周辺への配慮	○宮原坑跡施設外の建築物等は高さ12m以下とする。ただし、主な視点場等から見た際、竪坑櫓や巻揚機室の眺めを阻害しない場合はこの限りでない。 ○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。	—
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○宮原坑跡施設の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いたある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や巻揚機室・竪坑櫓を安易に模倣した形態意匠は避ける。	○鉄道敷の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いたある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や既存景観資源の形態意匠の安易な模倣は避ける。
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。	—
		素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・ 歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・ 着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合（宮原坑跡周辺地区は「宮原坑跡施設より目立たない範囲で、着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合」） ・ 見付面積5分の1未満の範囲で使用する場合	—
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。	○緑化の際は、周囲の植生に配慮し、在来の樹木や花を用いるよう努める。	
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	—	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	—	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	—	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	—	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	—	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	—	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	—	

# 届出が必要な行為と対象規模

区域や地区の景観形成に大きく影響する可能性がある建築行為や開発行為等に対し、届出制度を実施して、景観形成基準を守るように誘導していきます。届出対象となる建築行為等については、市に行為の届出が必要になります。

届出が必要な行為	対象規模		
	景観計画区域共通	宮原坑跡周辺地区	旧三池炭鉱専用鉄道敷地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更*1	高さ 10m以上又は延床面積 1,000㎡以上。ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等は延床面積 500㎡以上	高さ 10m以上又は延床面積 500㎡以上	すべて
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	擁壁等	—	高さ 2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上。ただし、電柱をのぞく	高さ 10m以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上
	橋梁等	—	長さ 15m以上
開発行為	区域面積 1,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	すべて
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区域面積 3,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	—
特定照明*2	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更		—

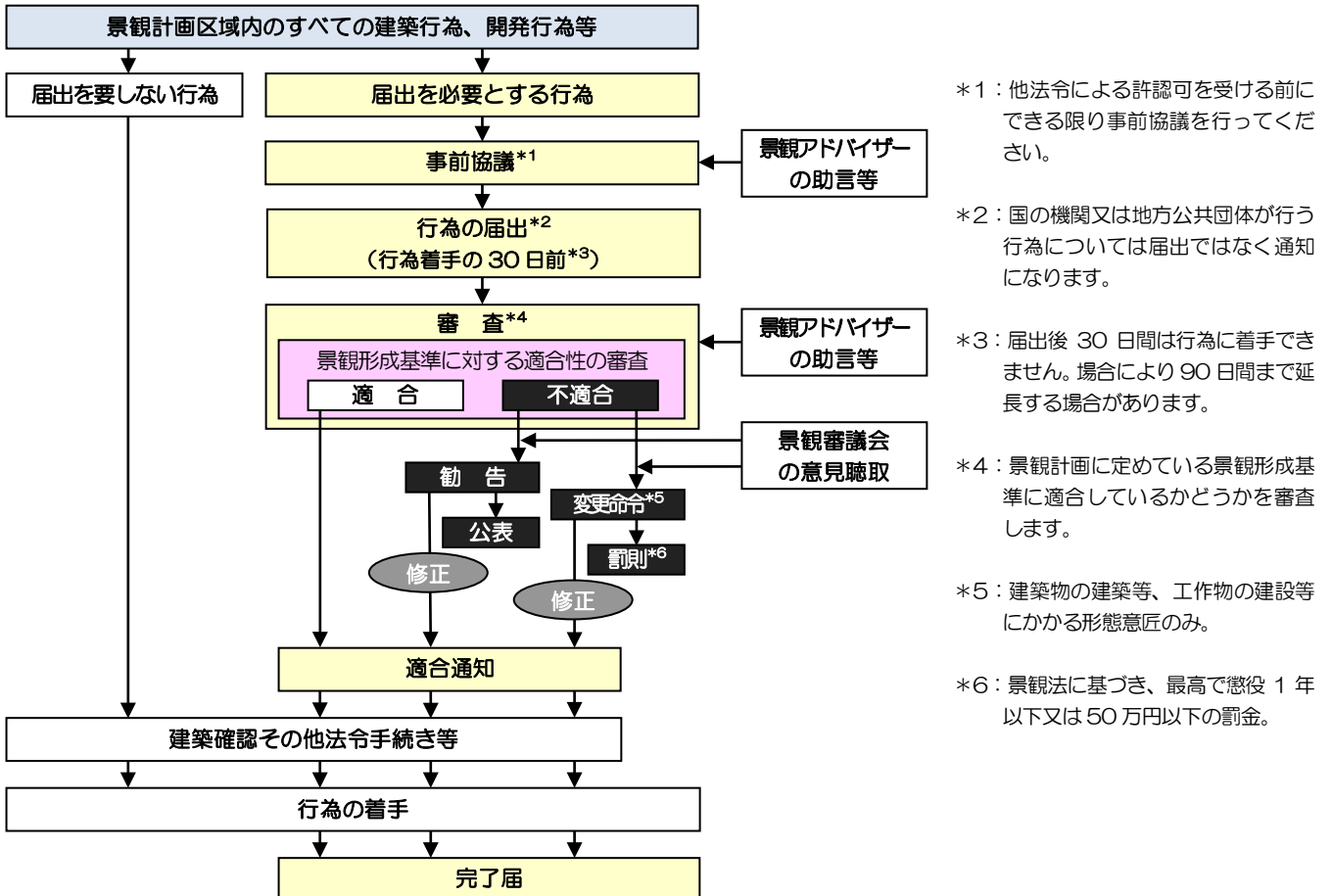
\*1：外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

\*2：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明。ライトアップ。

## ■届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
  - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為

## 図 届出手続きの流れ



\*1：他法令による許認可を受ける前にできる限り事前協議を行ってください。

\*2：国の機関又は地方公共団体が行う行為については届出ではなく通知になります。

\*3：届出後 30 日間は行為に着手できません。場合により 90 日間まで延長する場合があります。

\*4：景観計画に定めている景観形成基準に適合しているかどうかを審査します。

\*5：建築物の建築等、工作物の建設等にかかる形態意匠のみ。

\*6：景観法に基づき、最高で懲役 1 年以下又は 50 万円以下の罰金。

## ●環境色彩基準について

今ある良好なまちなみ景観を守るために、区域の特性に応じて環境色彩基準を定めています。景観形成重点地区では、当該届出行為が含まれる区域の環境色彩基準を適用します。

区域	部位	色相	明度	彩度
山と田園 区域、 住宅区域	建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
			8 未満の場合	4 以下
	建築物の屋根	その他	—	2 以下
商業区域	建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	4 以下
			8 未満の場合	6 以下
	建築物の屋根	その他	—	2 以下
工業区域	建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
			4 以上 8 未満の場合	4 以下
	建築物の屋根	その他	4 以上	2 以下
	建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

## ◆色彩の表示方法について

環境色彩基準は、日本工業規格 (JIS) が採用している「マンセル表色系」の尺度を用います。「マンセル表色系」では、「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度の組み合わせによってひとつの色彩を表します。

**色相:** 10種の基本色、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

**明度:** 明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど大きくなり10に近くなります。

**彩度:** 鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

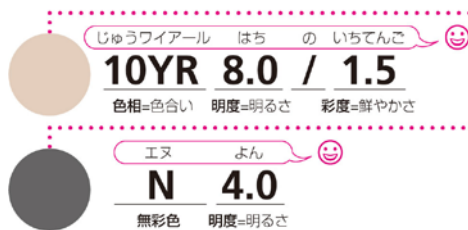


図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方

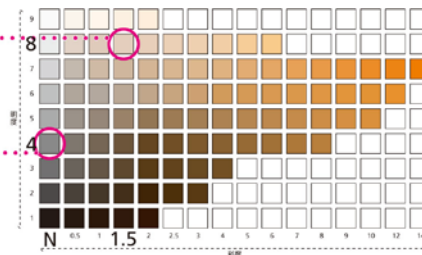


図 等色相面 (10YR) の明度と彩度

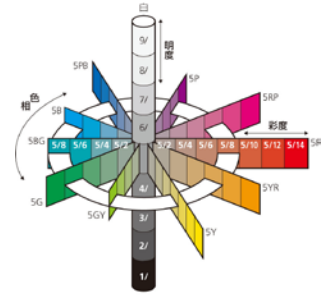


図 マンセル表色系のしくみ

## 景観資源等の活用に関する事項

### ■景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観資源のうち、特に本市の自然や歴史などを語るうえで欠かせないものを景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、保全・活用していきます。

### ■景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川、公園などのうち、特に景観への配慮が必要な公共施設を、景観重要公共施設として位置づけ、良好な景観形成を図ります。



## 景観形成の推進について

市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進や本計画の円滑な推進に向けて、各主体の役割を位置づけるとともに、諮問機関の設置や専門家の活用等により推進体制を整えていきます。また、良好な景観形成の実現に向け、次のような推進施策に取り組んでいきます。

○景観資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源の発見と紹介</li> <li>・景観資源を守り育てる人材の育成と景観学習の推進</li> <li>・景観資源の表彰や保全に関わる活動の支援</li> </ul>
○効果的な景観整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成重点地区や景観資源周辺の整備・修景</li> <li>・公共事業を契機とした良好な景観形成</li> </ul>
○景観形成のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の充実・発展</li> <li>・関連法等の活用によるルールづくり</li> </ul>



【問い合わせ先】 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地  
大牟田市都市整備部都市計画・公園課  
TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795